

野鳥は無許可では捕ることも 飼うこともできません!



野鳥は環境大臣又は県知事の許可がなくては、捕ることも飼うこともできません。違反すると厳重に処罰されます。

熊本県で捕獲・飼養が認められるのは、各市町村・県(一部地域)より許可を受けた「メジロ」を1家庭に1羽だけです。但し飼養の際には足環装着が義務づけられています。

野鳥の違法飼養・違法捕獲を
目撃された方は
ご連絡ください。
匿名でも結構です!

NPO法人 九州鳥獣保護協会

NPO法人 九州鳥獣保護協会は、野生鳥獣保護を行っている団体です。

NPO法人九州鳥獣保護協会
TEL.096-283-2290
(FAX)